

令和6年度第2回  
三田市都市計画審議会 説明資料  
(協議事項)

令和6年7月19日

# 目次

協議事項 說明資料	1
-----------	---

協議事項  
【説明資料】

三田市都市計画道路の見直し方針(素案)について

# 構成(目次)

## 目次

1章	都市計画道路の見直しの背景	1
2章	都市計画道路とは	
(1)	都市計画道路とは	2
(2)	都市計画道路を定める意義	2
(3)	都市計画道路の機能	2
(4)	都市計画道路の種類	3
(5)	都市計画道路における区域内の建築制限	3
3章	都市計画道路の見直しの必要性	
(1)	三田市の都市計画道路の現状	4
(2)	三田市の都市計画道路の整備状況	5
(3)	三田市における社会情勢の変化	8
(4)	三田市都市計画マスタープランにおける都市計画道路に関する方針	10
(5)	都市計画道路の見直しの必要性	11
4章	都市計画道路の見直しの考え方	
(1)	基本的な考え方	12
(2)	見直しフロー	13
(3)	見直し判定基準	14
5章	見直し方針(素案)	
(1)	評価結果	25
(2)	都市計画道路見直し方針	36
(3)	見直し方針の概要	37
6章	見直しの進め方について	38
参考		
(1)	各都市計画道路の変遷等について	40

- 都市計画決定後に長期間事業化されていない道路が存在しており、その結果、事業予定がないにもかかわらず、都市計画法による一定の建築制限がかかれています。
- 人口減少社会や少子高齢化の到来などにより、都市計画決定時から社会経済情勢も大きく変化しています。
- 本市が目指すべき都市の将来像に沿って、都市計画道路の機能と役割を再検証し、「選択と集中」により重点化を図りながら、既存ストックを有効に活用しつつ効率的かつ効果的に整備を進めることが必要です。



これまで兵庫県主導のもと、2回の都市計画道路の見直しを実施しており、今回は市主導による3回目となる都市計画道路の見直しを行うため、「**三田市都市計画道路見直し方針**」を定めるもの。

### (1) 都市計画道路とは

都市計画道路は、都市の将来像を達成し、円滑な都市交通と良好な都市環境を形成するために、都市活動を支えている根幹的な施設であり、都市計画法に基づき定める道路です。

### (2) 都市計画道路を定める意義

- 1) 計画段階における区域の明確化  
都市施設の整備に必要な区域を、都市計画で明確にすることで、長期的な視点から計画的な整備を進めることができ、円滑で着実な都市施設の整備を図ることができます。
- 2) 住民の合意形成の促進  
将来の都市において必要な施設の規模、配置を明確にし、広く住民に示すことで、計画の実現に向けた合意形成を進めることができます。
- 3) 円滑に整備を進めるための建築抑制  
円滑に整備を進めるために市民や土地所有者の協力のもと、都市計画法により都市計画道路の区域内において、一定の規模等を超えた建物が制限されま  
す。
- 4) 土地利用と都市施設の計画間の調整  
都市内における土地利用と、市民の生活を支える道路などを、総合的に計画、調整することで、一体的なまちづくりを進めることができます。

### (3)都市計画道路の機能

都市計画道路の機能として、人やモノの移動を確保するための「交通機能」、日照の確保や災害時の避難通路、ライフライン等を収容するための「空間機能」、都市の骨格を構成するための「市街地形成機能」を有しています。

### (4)都市計画道路の種別

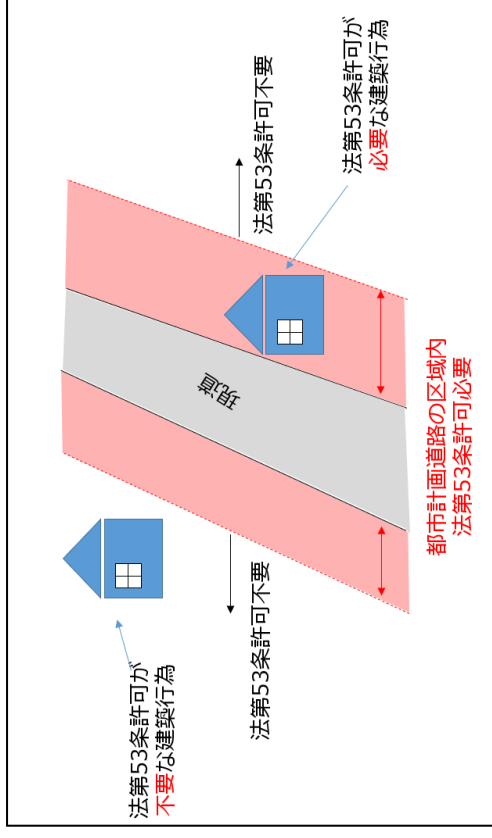
道路の区分		道路の機能等
自動車専用道路		都市間高速道路、都市高速道路、一般自動車道等の専ら自動車の交通の用に供する道路で、広域交通を大量でかつ高速に処理する。
幹線街路	主要幹線街路	都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連携し都市に出入りする交通や都市内の主要な地域間相互の交通の用に供する道路で、特に高い走行機能と交通処理機能を有する。
	都市幹線街路	都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、居住環境地区等の都市の骨格を形成する。
	補助幹線街路	主要幹線街路または都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させるための補助的な幹線街路である。
区画街路		街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する。また、街区や宅地の外郭を形成する、日常生活に密着した道路である。
特殊街路		自動車交通以外の特殊な交通の用に供する次の道路である。 ア. 専ら歩行者、自転車又は自転車及び歩行者のそれぞれの交通の用に供する道路 イ. 専ら都市モノレール等の交通の用に供する道路 ウ. 主として路面電車の交通の用に供する道路

#### (5) 都市計画道路における区域内の建築制限

都市計画道路が決定されている区域内の土地には、将来道路を建設する際に大きな支障とならない建物のみ建てることが可能となる制限がかかれています。

(都市計画道路は、将来の事業の円滑な施行を確保するために法第53条・法第54条による建築制限を行っている。)

▼ 計画区域内での建築制限 (法第53条制限)



#### 建築が許可されるものの例(法第54条許可基準)

- ①階数が2階以下で、かつ、地階を有しないもの
- ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造など移転や撤去が容易なもの

## (1) 三田市の都市計画道路の現状

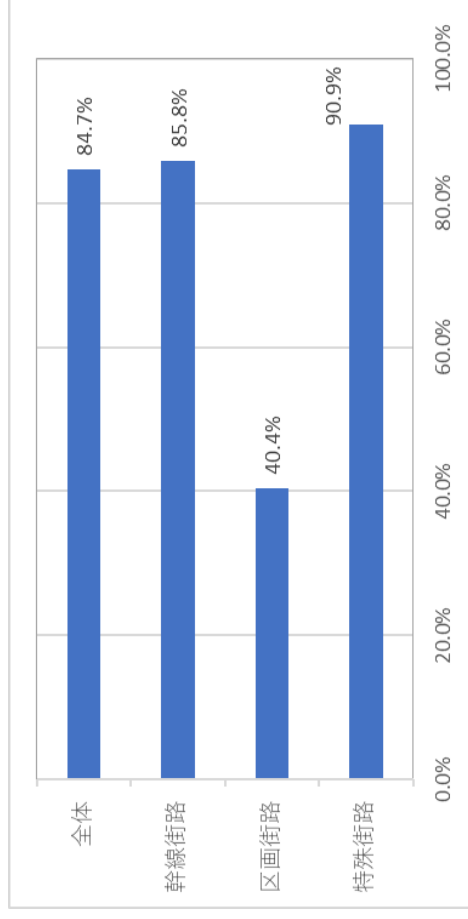
本市は43路線、65,476mの都市計画道路を有しており、幹線街路が38路線63,750m、区画街路は4路線1,660m、特殊街路は1路線66mが決定されています。また、幹線街路が多くは昭和48年に都市計画決定されています。

## (2) 三田市の都市計画道路の整備状況

本市の都市計画道路は、幹線街路、区画街路、特殊街路の43路線約65.5kmがあり、そのうち整備済区間が約55.4km、概成済区間が約6.6km、事業中区間が約0.9km、未着手区間が約2.5kmあり、整備率は約84.7%となっています。

●三田市の都市計画道路の整備状況

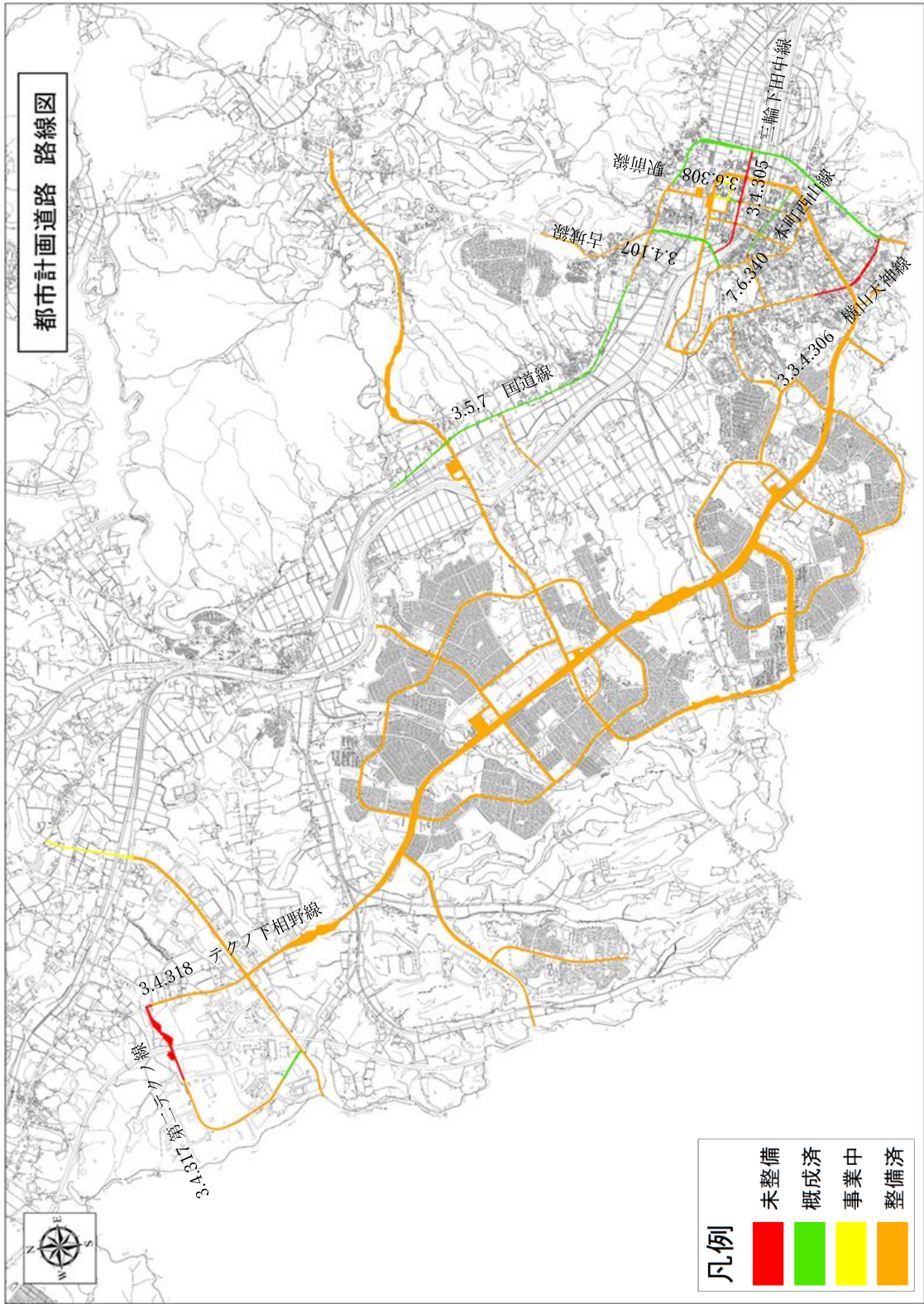
区分	路線数	計画延長	整備済延長	整備率
幹線街路	38路線	63,750m	54,710m	85.80%
区画街路	4路線	1,660m	670m	40.40%
特殊街路	1路線	66m	60m	90.90%
合計	43路線	65,476m	55,440m	84.70%



# 3章 都市計画道路の見直しの必要性

## (2) 三田市の都市計画道路の整備状況

▼ 都市計画道路整備状況 (令和6年4月1日時点)



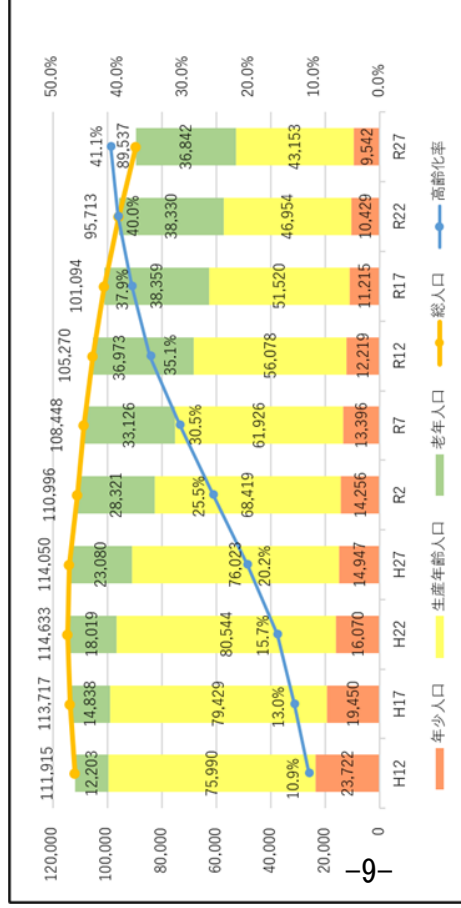
# 3章 都市計画画道路の見直しの必要性

P.8~9

## (3) 三田市における社会情勢の変化

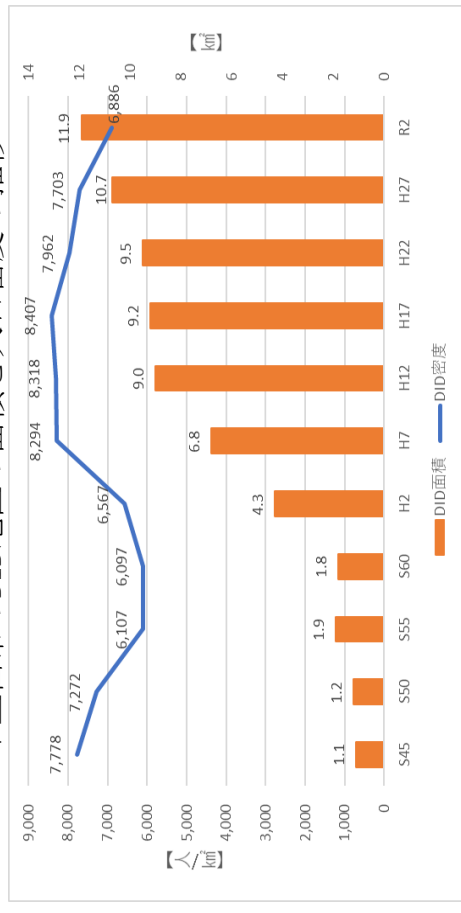
### 1) 人口の動向

▼区分別人口・高齢化率の推移

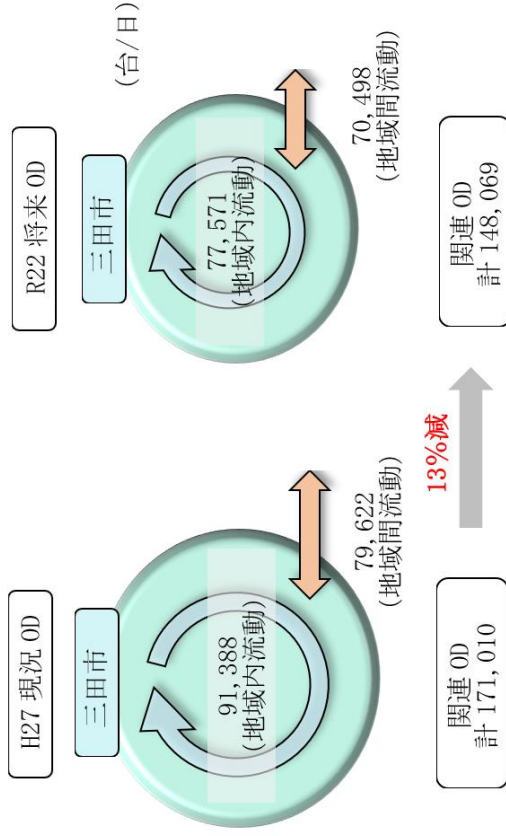


### 2) DID面積及び人口密度の変化

▼三田市のDID地区の面積と人口密度の推移



### 3) 自動車の地域内や地域間流動



▼ H27現況ODからR22将来ODの推移

### (4)三田市都市計画マスタープランにおける都市計画道路に関する方針

#### 1) 道路ネットワークの形成

JR、神戸電鉄三田駅前において、市街地再開発事業と都市計画道路駅前線、駅前2号線、駅前3号線の一体的な整備により、交通機能の増進や歩行者等の安全・安心の確保を図ります。

都市計画道路第二テクノ線については、テクノパークの交通混雑の解消など、操業環境の向上を図るため、早期の事業化に向けた検討を進めます。

#### 2) 長期未着手路線の見直し

都市計画道路三輪下田中線、横山天神線については、円滑な交通処理機能だけでなく、沿道の土地利用への波及効果、災害時の緊急輸送路や避難経路、延焼防止としての機能、事業実現性を考慮し、整備の必要な区間の検証を行い、事業化に向けて取り組みます。また、事業化の見込めない区間については、その他の長期未着手路線と併せて都市計画の見直しを進めます。

### (5) 都市計画道路の見直しの必要性

#### 都市計画道路をとりまき課題とまちの将来像

都市計画道路の課題

本市の未着手路線（概成済み路線も含む。）は、当初決定から50年以上が経過している路線が大半を占めます。これらの計画区域に含まれる地権者には、長期間にわたり建築行為に対して一定の制限が課されている状態です。  
⇒ 今後事業化の見込めない都市計画道路が存在することで、更に長期間の建築制限を受けるとなるため、未着手、概成済の都市計画道路について見直しを行い、整備の必要性及び実現性等から総合的に判断して、整備すべきではない路線（区間）については、計画の廃止や変更を行うことで、できるだけ早期のうちには不要な制限を解除することが必要です。

社会情勢の変化

これまで増加してきた人口は、減少に転じており、令和22年の本市の人口は、将来人口推計では10万人を下回る予測がされており、自動車交通量も合わせて減少することが見込まれます。  
⇒ 人口や自動車交通量の減少に応じた持続可能な道路交通体系を構築することが必要です。

まちづくりの方向性

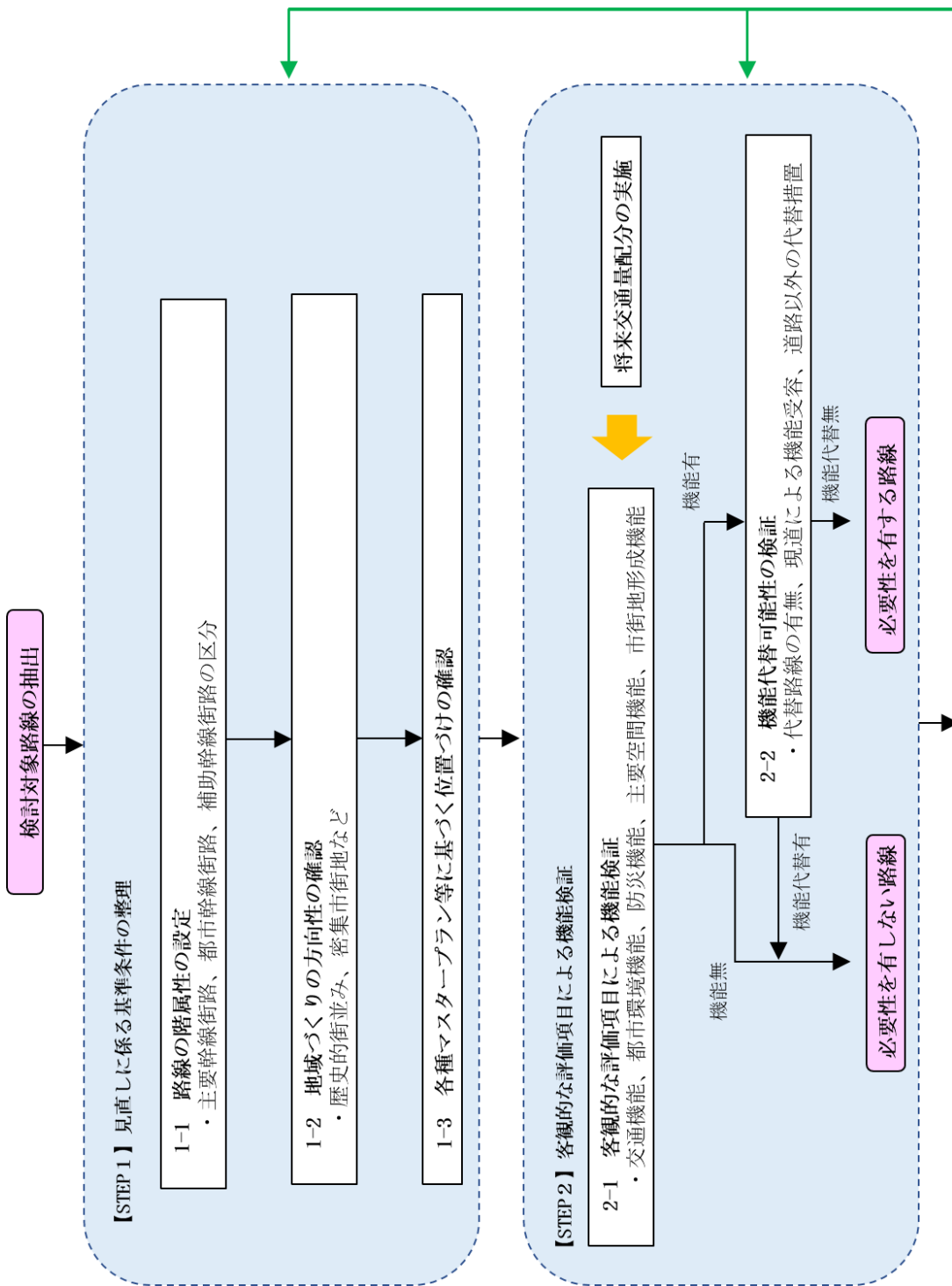
三田市都市計画マスタープランには、本市の将来像実現に向けて必要な道路ネットワークの形成や、長期未着手路線の見直しについて示されています。  
⇒ 中長期的な視点による、これからのまちづくりを進めるうえで、根幹となる施設である都市計画道路の整備方針を明らかにすることが必要です。

まちづくりの将来像を踏まえた都市計画道路の見直しが必要

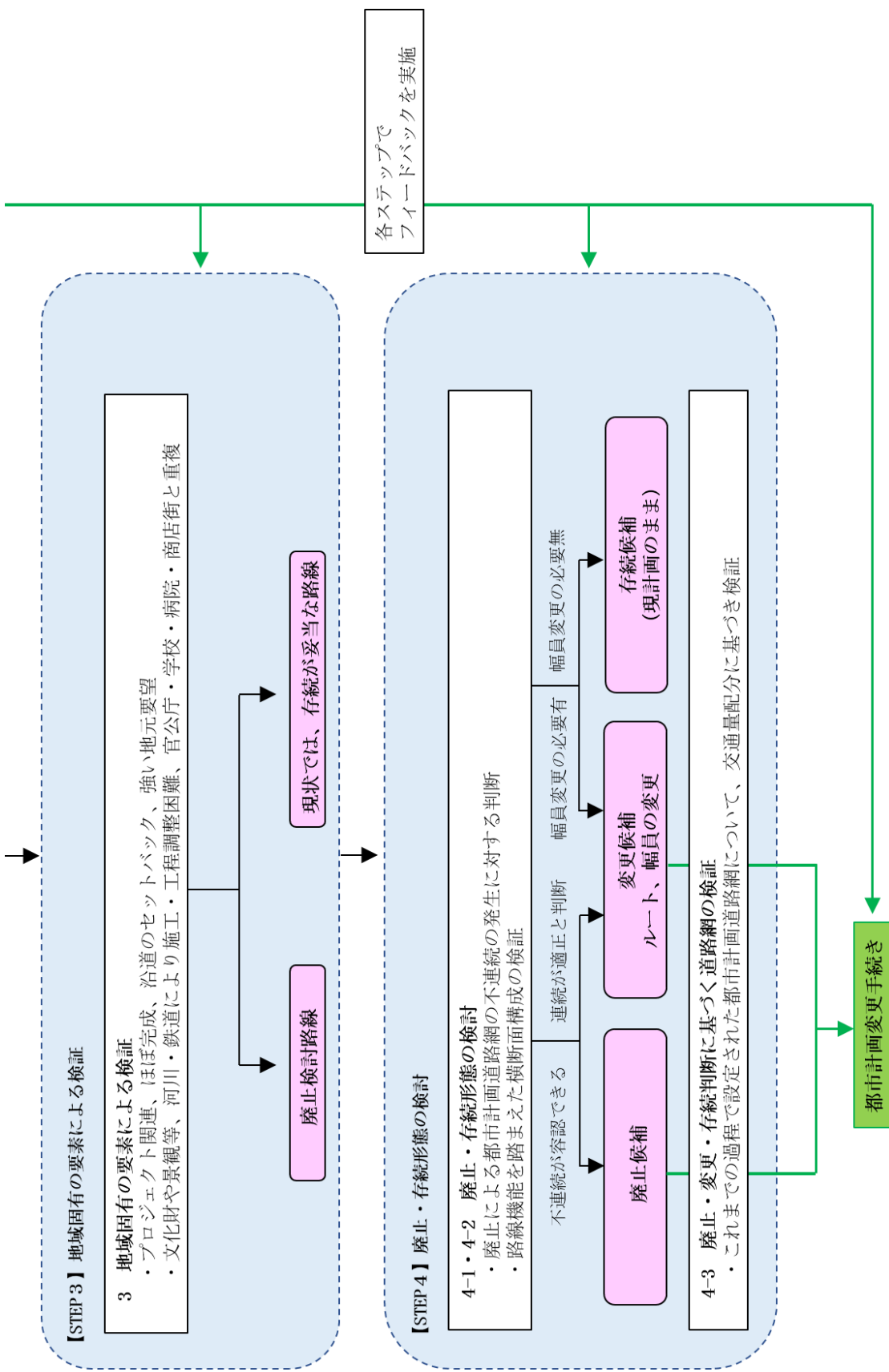
### (1) 基本的な考え方

- 1) 本市の将来都市像を踏まえた見直しを行います。  
都市計画道路の見直しに際しては、本市の将来都市像を踏まえるため、「第5次三田市総合計画」（令和4年4月）、「三田市都市計画マスタープラン」（令和5年4月）等の上位・関連計画との整合を図りながら見直しを行います。
- 2) ガイドラインに基づいた見直しを行います。  
本市の都市計画道路の見直しは、ガイドラインに基づき、各路線の位置づけや都市計画道路網全体の配置状況等、各路線の必要性を検証し、見直し理由を明確にしながら進めることとします。
- 3) 住民への情報提供に配慮し、住民の理解と合意形成に努めます。  
都市計画道路は、住民や地域のまちづくりに与える影響が大きい都市施設であることから、その見直しに当たっては、道路の必要性や見直しの理由について住民への十分な情報提供を行い、合意形成に努めます。
- 4) 三田市が主体となり、関係機関との協議・連携により見直しを進めます。  
地域の実情を最も把握している本市が主体となり、関係機関と連携し、調整を図りながら見直しを進めていきます。

## (2)見直しフロー



### (2)見直しフロー



### (3)見直し判定基準（見直し検討対象路線の抽出）

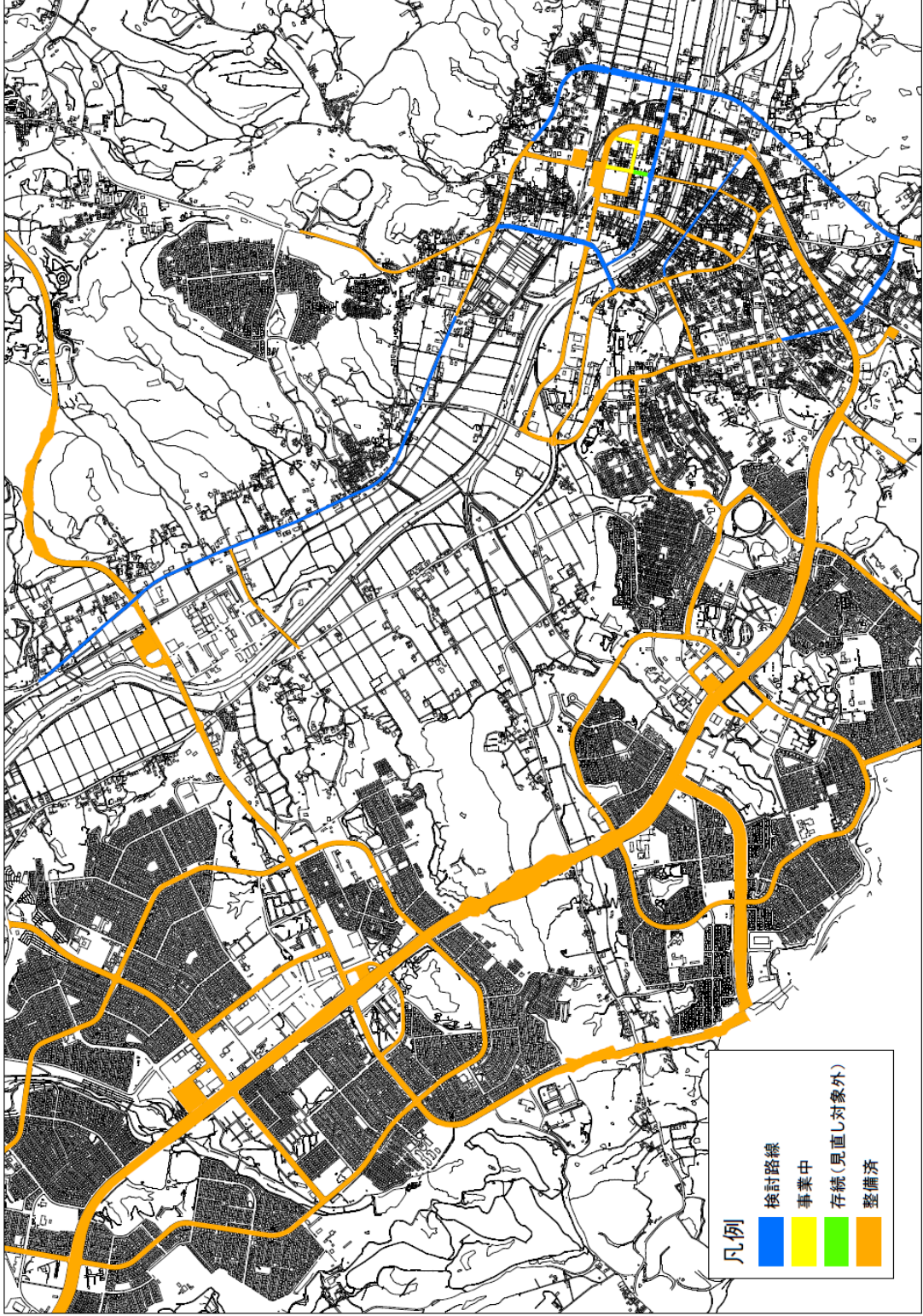
ガイドラインに基づいて、以下の5路線を見直し検討対象路線とします。

▼見直し検討対象路線

検討 区間 番号	路線名称	決定者	当初決定	幅員 (m)	車線 の数	計画 延長 (m)	整備済 延長 (m)	未整備 延長 (m)	概成済 延長 (m)
①	国道線	県	S34.1.17	12	2	5,920	1,090	0	4,830
②	古城線	県(県道部) 市(市道部)	S34.1.17	18	2	710	0	0	710
③	三輪下田中線	市	S48.2.13	16	2	960	0	960	0
④	横山天神線		S34.1.17	16	2	2,010	1,230	780	0
⑤	本町西山線		S34.1.17	9	2	1,160	390	50	720

## (3) 見直し判定基準 (見直し検討対象路線の抽出)

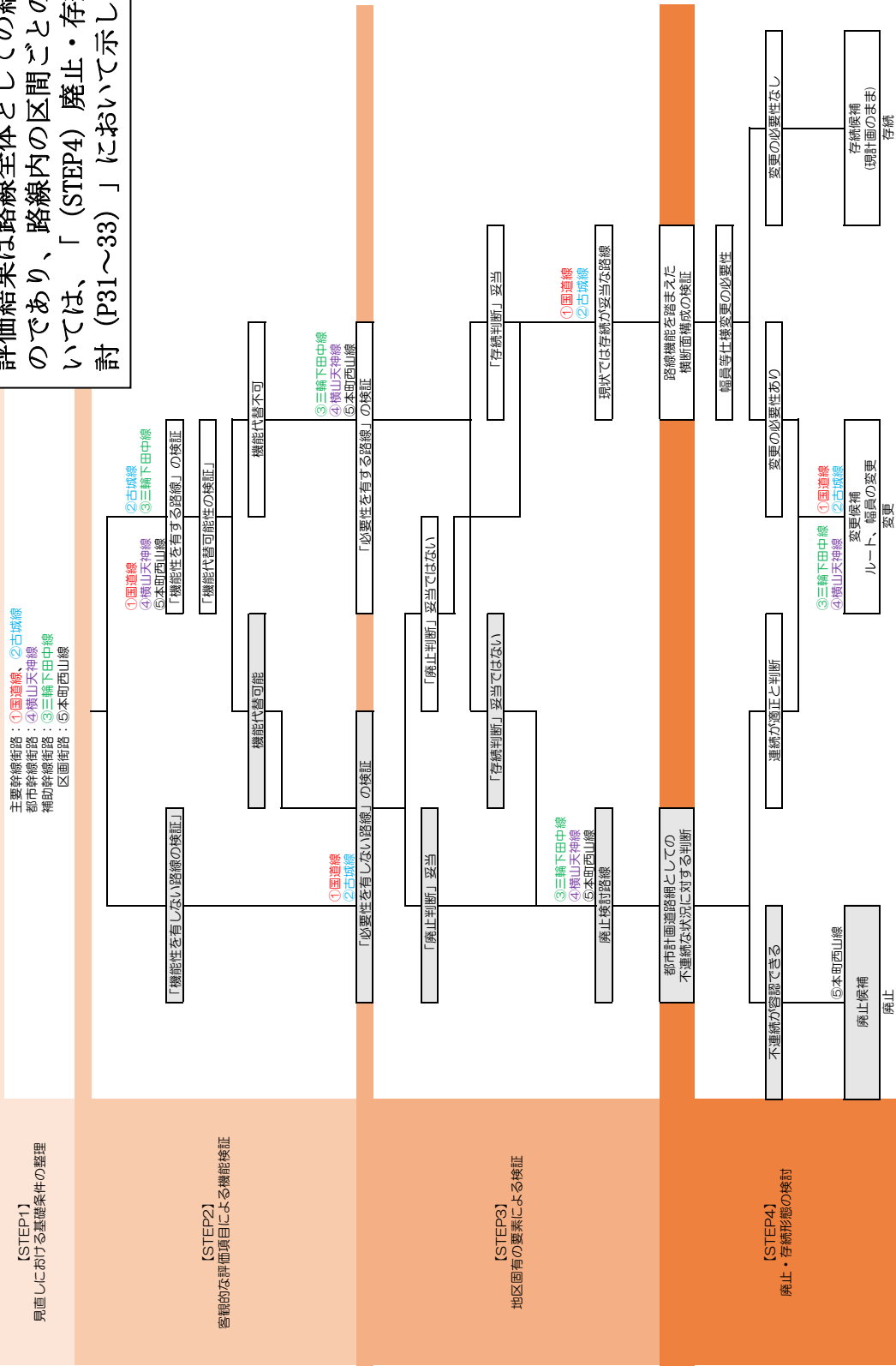
▼ 見直し検討対象路線位置図



## (1) 評価結果

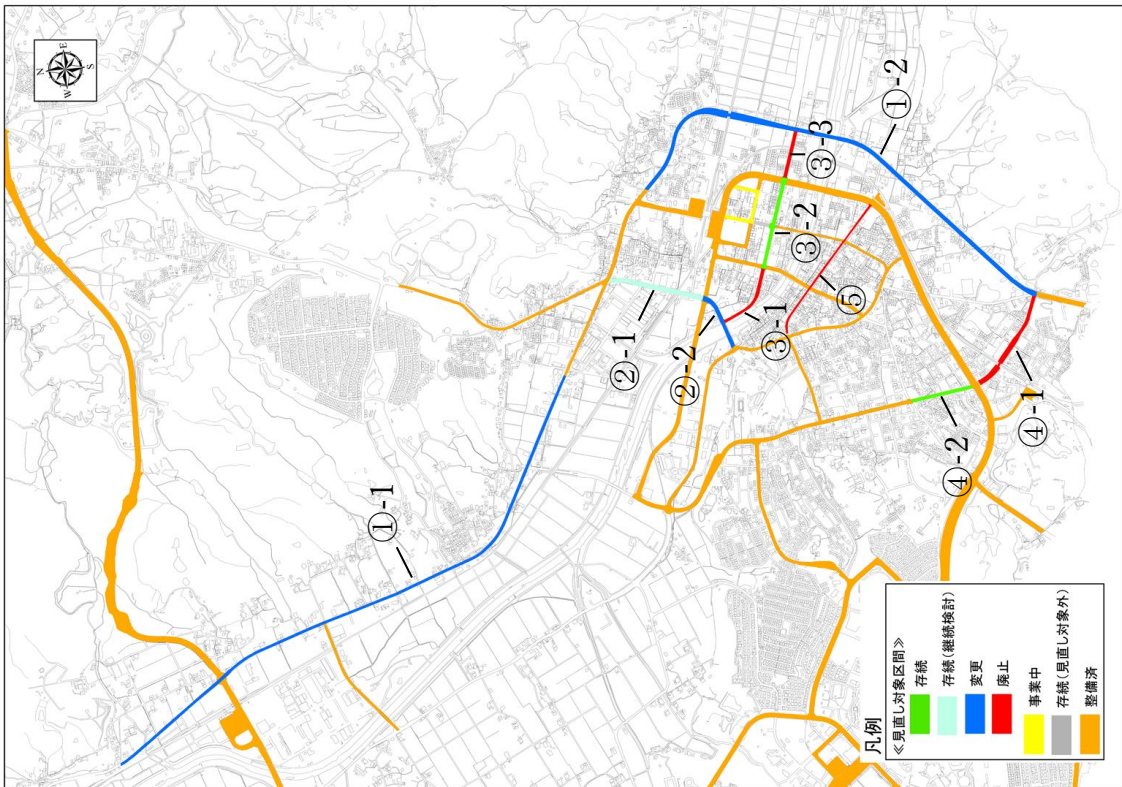
STEP1～STEP4までの評価結果の概要を以下に示します。  
(それぞれの評価結果の詳細は、P26～30を参照ください。)

評価結果は路線全体としての結果を示すものであり、路線内の区間ごとの方向性については、「(STEP4) 廃止・存続形態の検討 (P31～33)」において示しています。



## (2)都市計画道路の見直し方針

▼都市計画道路見直し方針図



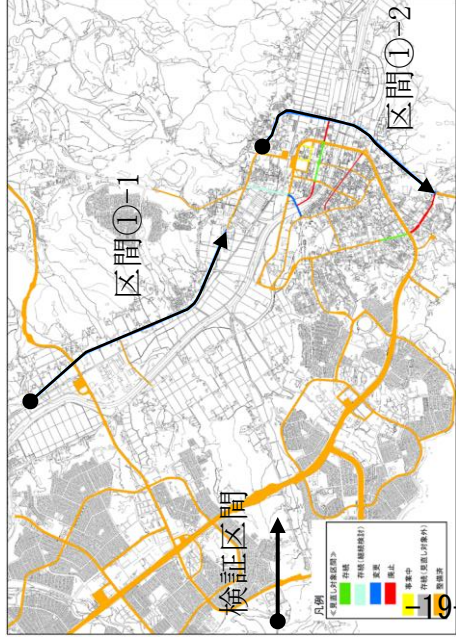
▼見直し方針の概要

区分	区間数	延長 (m)	対象路線
存続区間	2	720	③-2 三輪下田中線 ④-2 横山天神線
存続 (継続検討) 区間	1	430	②-1 古城線
変更区間	3	5,110	①-1 国道線 ①-2 国道線 ②-2 古城線
廃止区間	4	1,790	③-1 三輪下田中線 ③-3 三輪下田中線 ④-1 横山天神線 ⑤ 本町西山線
合計		8,050	

存続区間	現行都市計画のまま、計画の具体化に向けて関係機関との協議・調整を進めていく区間
存続(継続検討)区間	整備完了とならない要因となっている課題を解決するため、継続して関係機関との協議・調整を進めていく区間
変更区間	整備実施の可能性を確認し、計画変更(幅員、線形等)の検討を行う区間
廃止区間	都市計画の廃止手続さに向けて、住民説明会の実施や関係機関との協議・調整を進めていく区間

## (2)都市計画道路の見直し方針

【路線名：①国道線】



《ガイドラインに基づく検証》

STEP 1 (見直しにおける基礎条件の整理)

↓ 主要幹線街路

STEP 2 (客観的な評価項目による機能検証)

↓ 路線機能の必要性を有しない路線

STEP 3 (地区固有要素による検証)

↓ 現状では存続が妥当な路線  
 [ 廃止が周辺のまちづくりやプロジェクト等への影響を及ぼす路線 ]

STEP 4 (廃止・存続形態の検証)

↓ 幅員構成等の再検討が必要 (変更候補)

各区間ごとによる見直し方針

変更

【見直し方針】 対象区間：①-1、①-2

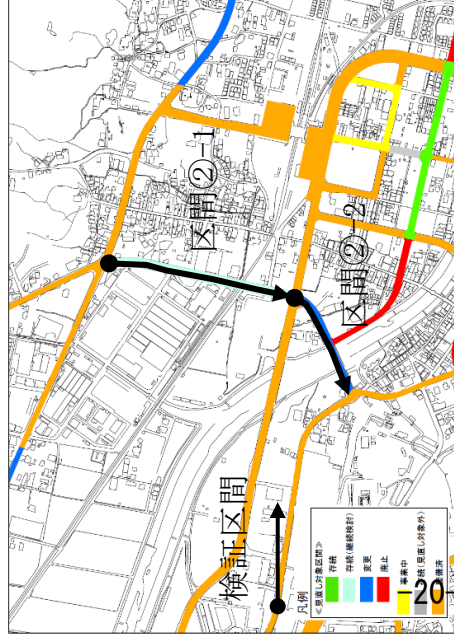
- ・ガイドラインによる路線の評価結果は、「変更候補」である。
- ・対象区間は概成済路線であり、車道2車線で供用済みである。
- ・緊急輸送道路ネットワークとして指定されている。
- ・一部では歩道が不連続・狭隘な箇所が存在する。
- ・沿道施設立地の状況等を考慮しながら、本区間に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要である。



区間①-1及び区間①-2ともに、「変更」とする。  
 ※変更に伴う周辺道路での交通容量の問題は生じない。

## (2)都市計画道路の見直し方針

【路線名：②古城線】



《ガイドラインに基づく検証》

STEP 1 (見直しにおける基礎条件の整理)

↓ 主要幹線街路

STEP 2 (客観的な評価項目による機能検証)

↓ 路線機能の必要性を有しない路線

STEP 3 (地区固有要素による検証)

↓ 現状では存続が妥当な路線  
 「廃止が周辺のまちづくりやプロジェクト等への影響を及ぼす路線」

STEP 4 (廃止・存続形態の検証)

↓ 幅員構成等の再検討が必要 (変更候補)

各区間ごとによる見直し方針

【見直し方針】 対象区間：②-1

### 存続 (継続検討)

- ・ガイドラインによる路線の評価結果は、「変更候補」である。
- ・対象区間は概成済路線であり、車道2車線で供用済みである。
- ・緊急輸送道路ネットワークとして指定されている。
- ・一部では歩道が不連続・狭隘な箇所が存在する。
- ・沿道施設立地の状況等を考慮しながら、本区間に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要である。
- ・新設(改良)する場合の道路と鉄道の交差方式は、原則「立体交差」が法律で規定されている。



区間②-1は、「存続(継続検討)」とし、継続して関係機関と交差方式等について協議・調整を進める。

【見直し方針】 対象区間：②-2

### 変更

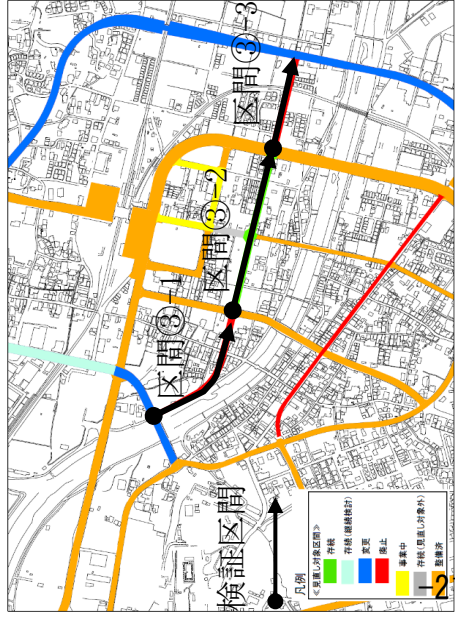
- ・ガイドラインによる路線の評価結果は、「変更候補」である。
- ・対象区間は概成済路線であり、車道2車線で供用済みである。
- ・緊急輸送道路ネットワークとして指定されている。
- ・一部では歩道が不連続・狭隘な箇所が存在する。
- ・沿道施設立地の状況等を考慮しながら、本区間に必要とされる機能を踏まえた幅員構成の再検討が必要である。



区間②-2は、「変更」とする。  
 ※変更に伴う周辺道路での交通容量の問題は生じない。

## (2)都市計画道路の見直し方針

【路線名：③三輪下田中線】



《ガイドラインに基づく検証》

### STEP 1 (見直しにおける基礎条件の整理)

- ・ 補助幹線街路
- ・ 道路の整備に関するプログラムに位置づけがある路線

### STEP 2 (客観的な評価項目による機能検証)

- ・ 路線機能の必要性を有する路線

### STEP 3 (地区固有要素による検証)

- ・ 廃止検討路線  
 「文化財や景観に与える影響が懸念される路線  
 河川や鉄道等に与える影響が懸念される路線  
 縦断線形等道路構造上の問題を抱える路線」

### STEP 4 (廃止・存続形態の検証)

- ・ 都市計画道路網として連続性の維持が必要な路線 (変更候補)

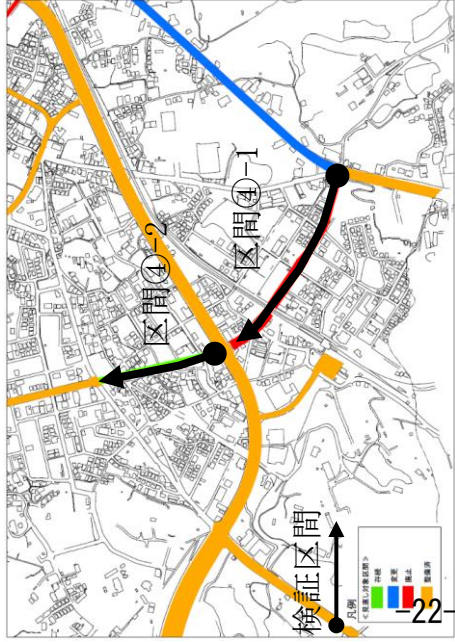
各区分ごとにによる見直し方針

<p><b>【見直し方針】</b> 対象区分：③-1、③-3</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインによる路線の評価結果は、「変更候補」である。</li> <li>・ 対象区分は未整備路線である。</li> <li>・ 区分③-1には、歴史的資源が存在している。</li> <li>・ 区分③-3には、神戸電鉄との立体交差の計画があり、整備にあたって縦断線形等道路構造上の問題を抱えている。また、鉄道の付け替えも発生し、他施設への影響が大さい。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>廃止</b></p> <p style="text-align: center;">区分③-1及び区分③-3は、「廃止」とする。 ※廃止に伴う周辺道路での交通容量の問題は生じない。</p>	
--	--

<p><b>【見直し方針】</b> 対象区分：③-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドラインによる路線の評価結果は、「変更候補」である。</li> <li>・ 対象区分は未整備路線である。</li> <li>・ 「道路の整備に関するプログラム」に位置づけがある。</li> <li>・ まちなかの回遊性向上等、三田駅周辺のにぎわいのある空間形成に寄与する区分である。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>存続</b></p> <p style="text-align: center;">区分③-2は、「存続」とする。</p>	
--	--

## (2)都市計画道路の見直し方針

【路線名：④横山天神線】



《ガイドラインに基づく検証》

STEP 1 (見直しにおける基礎条件の整理)

↓ 都市幹線街路

STEP 2 (客観的な評価項目による機能検証)

↓ 路線機能の必要性を有する路線

STEP 3 (地区固有要素による検証)

↓ 廃止検討路線

〔河川や鉄道等に与える影響が懸念される路線  
縦断線形等道路構造上の問題を抱える路線〕

STEP 4 (廃止・存続形態の検証)

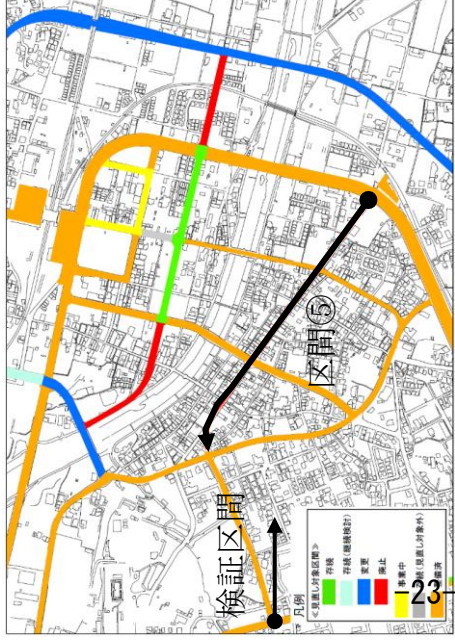
・都市計画道路網として連続性の維持が必要な路線  
(変更候補)

各区間ごとによる見直し方針

<p><b>廃止</b></p>	<p><b>【見直し方針】</b> 対象区間：④-1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインによる路線の評価結果は、「変更候補」である。</li> <li>・対象区間は未整備路線である。</li> <li>・区間④-1には、神戸電鉄との立体交差の計画があり、整備にあたって縦断線形等道路構造上の問題を抱えている。</li> </ul> <p style="text-align: center;">→</p> <p>区間④-1は、「廃止」とする。</p> <p>※廃止に伴う周辺道路での交通容量の問題は生じない。</p>
<p><b>存続</b></p>	<p><b>【見直し方針】</b> 対象区間：④-2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインによる路線の評価結果は、「変更候補」である。</li> <li>・対象区間は未整備路線である。</li> <li>・「都市幹線街路」であり、都市の骨格の形成に寄与する区間である。</li> <li>・地区内の自転車・歩行者ネットワークの連続性に寄与する区間である。</li> </ul> <p style="text-align: center;">→</p> <p>区間④-2は、「存続」とする。</p>

## (2)都市計画道路の見直し方針

【路線名：⑤本町西山線】



《ガイドラインに基づく検証》

- STEP 1 (見直しにおける基礎条件の整理)**
- ↓ 区画街路
- STEP 2 (客観的な評価項目による機能検証)**
- ↓ 路線機能の必要性を有する路線
- STEP 3 (地区固有要素による検証)**
- ↓ 廃止検討路線
- 文化財や景観に与える影響が懸念される路線  
公共・公益施設や商店街等に与える影響が懸念される路線  
廃止の要望がある路線
- STEP 4 (廃止・存続形態の検証)**

・廃止されても既存の都市計画道路網で維持することができると見込まれる路線 (廃止候補)

### 【見直し方針】 対象区間：⑤

- ・ガイドラインによる路線の評価結果は、「廃止候補」である。
- ・対象区間は概成済路線（一方通行）であり、沿道には住居が連担する他、歴史的風致（歴史的な街並み）が存在する。
- ・対象区間は三田本町通りセンター街と重複している。



### 廃止

区間⑤は、「廃止」とする。  
※廃止に伴う周辺道路での交通容量に問題は生じない。

都市計画道路の見直しに向け、以下のフローを進めていきます。今後は、個別路線の見直し方針（素案）に示した方向性に沿って、具体的な変更計画を検討・立案し、関係機関と十分に調整しながら、住民等利害関係人の合意形成が得られた路線から都市計画変更の手続きを進めていきます。

